公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

資料2

取引適正化に向けた公正取引委員会の施策

ー改正物流特殊指定、支払告示、改定優越GL、知財取引指針のポイントー

1．背景・趣旨

2．改正物流特殊指定のポイント

3．支払告示のポイント

4．改定優越ガイドラインのポイント

5．知財取引指針のポイント

1．背景・趣旨

これまでの経緯

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（衆議院）（抜粋） **（令和７年４月）**

サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、**本法の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対しても、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。**

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院）（抜粋） **（令和７年５月）**

サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、**「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対し、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。**

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（抜粋） **（令和７年６月閣議決定）**

サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

「「強い経済」を実現する総合経済対策」（抜粋） **（令和７年１１月閣議決定）**

中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。（中略）**サプライチェーン全体での取引適正化・商習慣是正に向けた取組を強化する。**

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授） **（令和７年７月～令和８年６月）**

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、有識者検討会を開催（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画

「日本成長戦略」（抜粋） **（令和８年７月閣議決定）**

2026年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。**また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。**

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣習にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠**。
- そのため、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、サプライチェーン全体での支払条件の適正化、適切な価格転嫁の環境整備に向けて**優越的地位の濫用に対する規制を整備**。

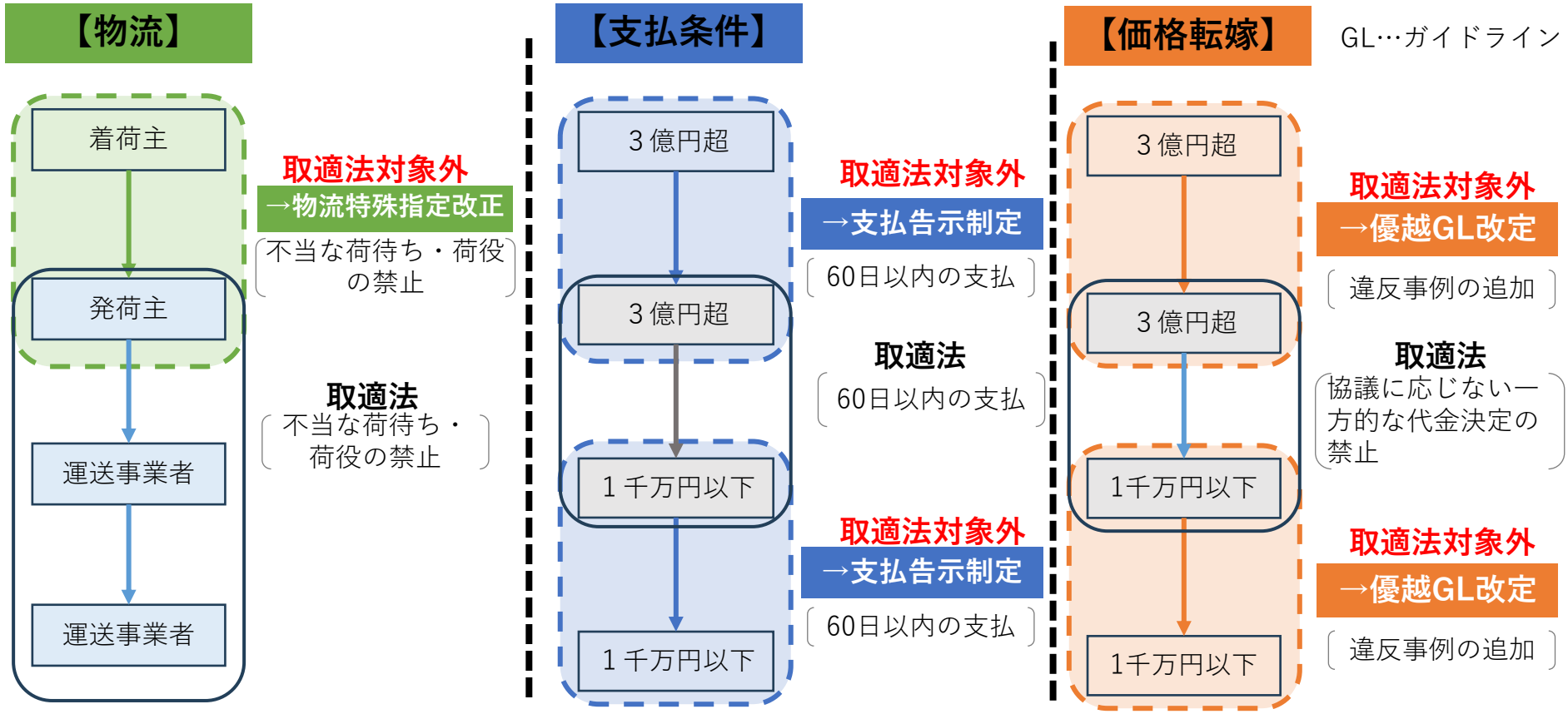

□・・・取適法対象取引

取引適正化に向けた取組（物流特殊指定、支払告示、優越ガイドライン）

経緯・概要

・令和７年５月、取引適正化・適切な価格転嫁を図るため、下請法が改正された（令和８年１月取適法施行）。
・サプライチェーン全体で取引適正化・適切な価格転嫁を定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣習にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
・そこで、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化（支払サイトの短縮化）、物流に関する商慣習の問題（荷待ち・荷役等）に対する更なる対応のため、企業取引研究会における議論、意見公募手続（令和８年３月12日～４月13日）、公聴会（同年４月14日）等を踏まえ、**令和８年６月、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定**を行った。

1.物流特殊指定＜改正＞

（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」）

■対象：着荷主と発荷主との取引（物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引）＜対象に追加＞

■禁止行為：着荷主が、発荷主に対し、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為

①自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること

②運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

例）**契約外の荷待ち・荷役**を運送事業者を通じて行わせること。

※その他：現行の物流特殊指定に、取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

■施行期日：**令和９年４月１日**

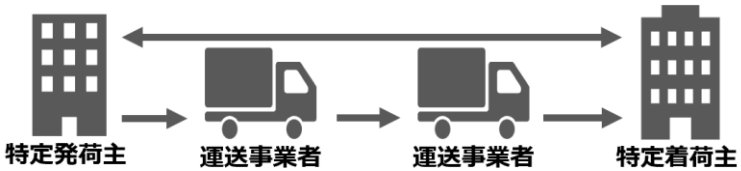

2.支払告示＜新規制定＞

（「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」）

■対象：「製造委託等」の取引

※「製造委託等」とは、取適法上の❶製造委託、❷修理委託、❸情報成果物作成委託、❹役務提供委託又は❺特定運送委託をいう。

※取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる者は、対象となる受託事業者から除く。

■禁止行為：正当な理由なく、給付の受領日から**60日以内**に代金を支払わないこと。

■施行期日：**令和９年４月１日**

3.優越ガイドライン＜改定＞

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）

■独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、対価の決定方法について、実効的な価格協議が行われたかどうかが考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記。

①拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例

②取引の打切り等の示唆により協議を行わない例

③協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

２．改正物流特殊指定のポイント

物流特殊指定改正の経緯

これまでの課題

- 着荷主が、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を運送事業者を通じて要請する行為が問題となっている。
- **取適法等により、運送事業者と発荷主等の関係において運送事業者の保護は一定程度図られているが、上記のような着荷主の行為については実効的に対処することが困難。**
- 着荷主は運送事業者との運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環を担っており、物流取引全体の適正化を図るためには、**着荷主が運送事業者に指示をし、契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為についても、対応することが必要。**

対応

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷役・荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**

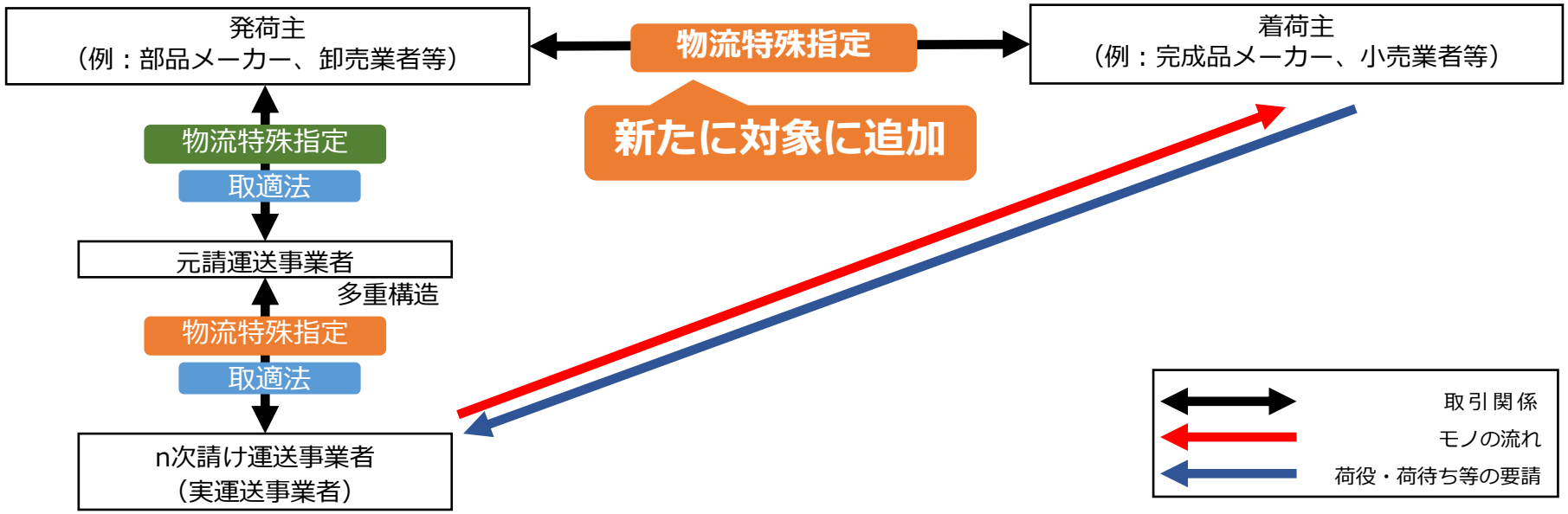

物流特殊指定の主な改正事項

①着荷主と発荷主の取引を適用対象に追加（２項）

着荷主が、発荷主に対し、❶❷を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為を禁止

❶自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること
❷運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

（※対象取引の追加に伴い告示の名称も一部変更）
改正**前**：「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」
改正**後**：「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合**等**の特定の不公正な取引方法」

②取適法に合わせた変更（１項）

- 従業員基準の追加
  従来の資本金や取引上の地位に着目した基準に加え、従業員基準を追加
- 手形払等の禁止
  対象取引において、手形払を禁止
  その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- 協議に応じない一方的な代金決定の禁止
  代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

令和9年4月1日施行

改正物流特殊指定の全体像

規制対象行為①（2項（3項））

要件①　取引の内容　※改正により追加

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

規制対象行為②（1項（3項））

要件①　取引の内容　※赤色は改正内容

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合
※従来除外されていた、取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)(資本金3億円超の事業者の子会社を除く)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)（資本金1千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

要件①　取引の内容

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

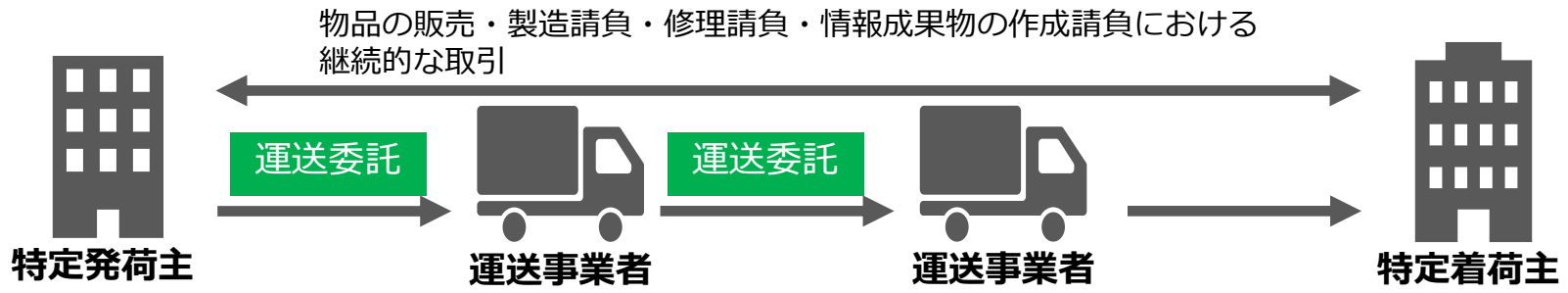

要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

- 発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な**取引の相手方**となる着荷主が、その目的物等の**物品の引渡しを受け**、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

取引の相手方

- **「取引の相手方」に該当するかは、実質的な取引条件の交渉・決定の有無も加味して判断**

例）卸売業者を介した取引

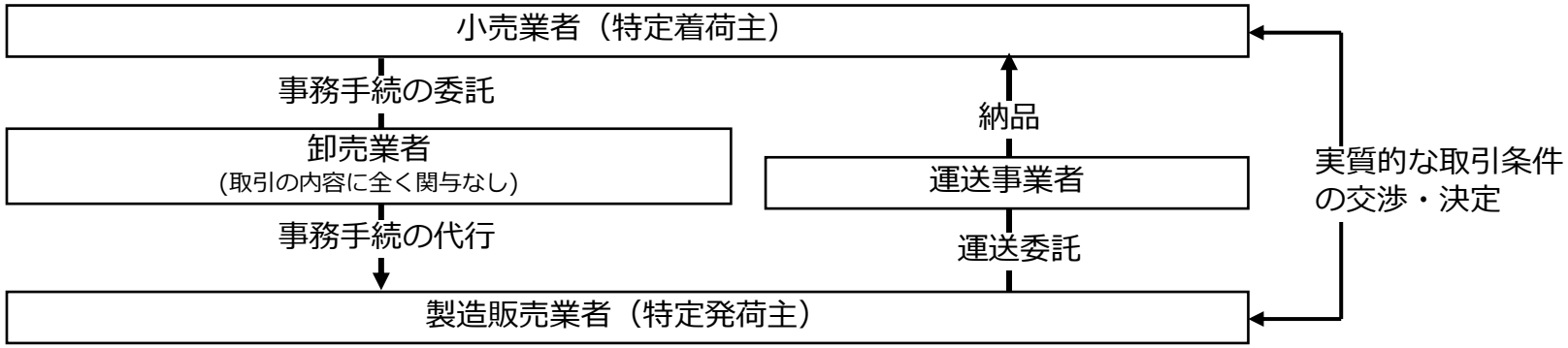

物品の引渡しを受ける

- **物品を自己以外の者に受け取らせる場合も含む**

例：特定着荷主が、物品の保管等を受託するもの（サードパーティーロジスティクス事業者（３ＰＬ事業者）、倉庫業者等）、販売・製造等を受託する者や顧客などに特定発荷主との取引の目的物等の物品を受け取らせる場合等

問題となるおそれのある具体例

- 特定着荷主が、特定発荷主に対し、物品の保管等の委託先の３ＰＬ事業者の管理施設を納品場所に指定した上で、引渡条件を明確にすることなく、３ＰＬ事業者の指示に従って納品するよう指示していた場合において、３ＰＬ事業者が、特定着荷主と特定発荷主との間の取引の内容に含まれていないにもかかわらず、特定発荷主の運送事業者に荷下ろし作業を要請したため、運送事業者が特定発荷主からの指示に基づいて当該作業を行った結果、特定発荷主に当該作業の提供に必要な費用の負担を余儀なくさせた場合

改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

要件①　取引の内容

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

特定着荷主の禁止行為（特定着荷主規制（第２項・第３項））

物流特殊指定第２項・第３項

２　特定着荷主が、備考第三項各号に規定する物品の引渡しを受ける場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。

一　自己のために当該物品の運送（以下この項において単に「運送」という。）の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること（特定発荷主が**運送を受託する事業者**に当該提供の行為をさせる場合に限る。）。

二　運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること（特定発荷主が**運送を受託する事業者**に当該変更又はやり直しの行為をさせる場合に限る。）。

３　特定荷主又は特定着荷主についてこの告示で指定する行為に該当する事実があると認められる場合に、特定物流事業者又は特定発荷主が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

「運送を受託する事業者」

- 不当な経済上の利益の提供要請や不当な運送内容の変更・やり直しに該当するのは、「特定発荷主」が「運送を受託する事業者」に当該提供又は当該変更若しくはやり直しの行為をさせる場合（＝「特定発荷主」自らがその提供等の行為に当たる附帯業務や追加の運送などを行うのではなく、「特定発荷主」の指示や関与によりその「運送を受託する事業者」がこれらの行為を行う場合）に限られる。
  なお、「運送を受託する事業者」には、「運送」を受託する二次請け以降の事業者も含む。

想定例

- 特定着荷主が「運送を受託する事業者」に要請し、「運送を受託する事業者」が特定発荷主に対応の要否を確認した上で、附帯業務等を実施する場合
- 特定着荷主が特定発荷主に直接要請し、特定発荷主の指示に基づき、「運送を受託する事業者」が附帯業務等を実施する場合

→特定着荷主の要請による特定発荷主の「運送を受託する事業者」に対する指示や関与が一切なく、「運送を受託する」事業者の判断で附帯作業等が行われた場合には、禁止行為に該当しないと考えられる。

➢ **違反を未然に防止する観点から、特定着荷主は、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめ内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められる。また、明確化の方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましい。**

特定着荷主の禁止行為【不当な経済上の利益の提供要請（第２項第１号）】

- **特定着荷主が、自己のために、物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。**
- **特定発荷主が、運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせる場合に限る。**

運送の役務以外の役務

「運送の役務以外の役務」とは、例えば、「運送」以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務が該当する。

具体例

- **特定着荷主は、特定発荷主に対し、あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の荷下ろし業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。**
- **特定着荷主は、特定発荷主に対し、あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の検品・仕分け業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、特定発荷主にその費用を負担させた。**

特定着荷主の禁止行為【不当な経済上の利益の提供要請（第２項第１号）】

特定発荷主の利益を不当に害する

- 特定着荷主が、特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせ、当該提供の行為をした「運送を受託する事業者」に支払われるべき費用その他の当該提供による不利益が特定発荷主に生じる場合であって、
  ①特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることと特定発荷主の利益との関係が明確になっていないとき
  又は
  ②特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることが特定発荷主の直接の利益とならないとき
  ➡**「特定発荷主の利益を不当に害すること」となる。**

「特定発荷主の利益を不当に害する」に該当しない場合の例

- 特定着荷主が、特定発荷主に経済上の利益を提供させる場合であっても、「経済上の利益の提供」の具体的な条件について**あらかじめ特定発荷主と合意（※1）し、**
  ①当該提供のために通常必要な費用（※2）を特定着荷主が負担する場合
  又は
  ②物品の対価に当該提供のために通常必要な費用（※2）が反映されている場合

➡**「特定発荷主の利益を不当に害する」こととはならない**と考えられる。

※１　合意とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定発荷主との十分な協議の上に当該特定発荷主が納得して合意している必要がある。
※２　十分な協議を経ず、業務の内容に見合った適正な額を下回る額を一律に定める場合には、通常必要な費用について合意されているとは認められない。

特定着荷主の禁止行為【不当な運送内容の変更及びやり直し（第２項第２号）】

- **特定着荷主が、運送の内容を変更させ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。**
- **特定発荷主が、運送を受託する事業者に当該変更・やり直しの行為をさせる場合に限る。**

運送の内容の変更・やり直し

- **運送の内容の変更をさせること**

特定着荷主が、運送の役務の提供を受ける前に、特定発荷主との取引の内容に含まれている運送の役務の提供の内容を変更させること（納品依頼の取消し、納品日時・納品場所の変更、荷待ちなど）。

- **運送のやり直しをさせること**

特定着荷主が、運送の役務の提供を受けた後に、特定発荷主との取引の内容に含まれていない追加的な運送の役務を提供させること（再配達など）。

具体例

- **特定着荷主は、特定発荷主に対し、自社の都合により運送事業者に長時間の待機をさせたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。**
- **特定着荷主は、特定発荷主に対し、自社の都合により商品を運送事業者に再配達させたにもかかわらず、特定発荷主にその費用を負担させた。**

特定着荷主の禁止行為【不当な運送内容の変更及びやり直し（第２項第２号）】

特定発荷主の利益を不当に害する

- 特定着荷主が、特定発荷主に「運送の内容の変更・やり直し」をさせることによって、特定発荷主の費用負担が無駄になったり、追加的な費用負担が必要となるなど、当該変更・やり直しによる不利益が特定発荷主に生じる場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなる。

「特定発荷主の利益を不当に害する」に該当しない場合の例

- 特定着荷主が、特定発荷主に経済上の利益を提供させる場合であっても、「運送の内容の変更・やり直し」の具体的な条件について**あらかじめ特定発荷主と合意（※）し**、

①「運送の変更・やり直し」に通常必要な費用・損失等を特定着荷主が負担している場合
又は
②「運送の変更・やり直し」によって特定発荷主に通常生ずべき費用・損失等が物品の価格に反映されている場合
➡**「特定発荷主の利益を不当に害する」こととはならない**と考えられる。

※　合意とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定発荷主との十分な協議の上に当該特定発荷主が納得して合意している必要がある。

特定着荷主の禁止行為【不当な運送内容の変更及びやり直し（第２項第２号）】

特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合

- 以下のように、**特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合**には、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担せず、客観的に相当と認められる範囲内で「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせたとしても、「特定発荷主の利益を不当に害する」ことには該当せず、「不当な運送内容の変更・やり直し」として問題とならないと考えられる。

○運送内容の変更

- 特定発荷主の要請により運送の内容を変更する場合（例：発注時点で取り決めた運送日時等について「運送を受託する事業者」から変更の要請がある場合）
- 発注内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合（その事由が特定着荷主の責任によるものである場合を除く。）（例：発注時点で取り決めた到着時刻・時間帯よりも遅滞した時刻に「運送を受託する事業者」が到着する場合）

○運送のやり直し

- 発注内容とは異なること等がある場合（その事由が特定着荷主の責任によるものである場合を除く。）（例：「運送を受託する事業者」から引渡しを受けた納品物が発注時点で取り決めた内容に適合しない場合）

×責めに帰すべき理由があるとはいえない場合

- 納品場所での作業工程に遅れが生じ、到着した運送事業者の貨物の荷下ろしができない場合
- 納品場所の混雑により運送事業者の順番待ちが生じ、到着した運送事業者の貨物の荷下ろしができない場合
- 一時的な悪天候等による障害や突発的な設備の故障等が生じ、納品場所の安全を確保しようとする場合

不測の事態

- 不測の事態によりやむを得ず特定着荷主が特定発荷主にさせた「運送の内容の変更・やり直し」に関して、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由があるとはいえない場合であっても、「運送の内容の変更・やり直し」によって特定発荷主に通常生ずべき費用・損失等を特定着荷主が速やかに負担するときは、直ちには問題とならないものと考えられる。

➢ **違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「運送の内容の変更・やり直し」をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められる。**

特定着荷主の禁止行為【情報提供に対する報復措置（第３項）】

- 特定着荷主が、物流特殊指定第２項に該当する事実があると認められる場合に、特定発荷主が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

具体例

- 特定着荷主は、特定着荷主が禁止行為をしていた事実を特定発荷主が公正取引委員会に知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引量の削減・取引の停止・その他不利益の取扱いをした。

改正物流特殊指定の全体像

規制対象行為①（2項（3項））

要件①　取引の内容　　※改正により追加

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

規制対象行為②（1項（3項））

要件①　取引の内容　　※赤色は改正内容

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合
※従来除外されていた、取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)(資本金3億円超の事業者の子会社を除く)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)（資本金1千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

改正物流特殊指定の規制対象行為②（特定荷主規制（第１項・第３項））

赤色は改正内容

要件①　取引の内容

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合

※　取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加
ただし、物流特殊指定と取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律を優先して適用。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む） （資本金3億円超の事業者の子会社を除く）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む） （資本金１千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

改正物流特殊指定の規制対象行為②（みなし特定荷主・みなし特定物流事業者規定）

荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合

荷主（A）の子会社（B）が物品の運送又は保管を物流事業者（C）に対して再委託する場合において、CがAから直接運送又は保管の委託を受けると仮定したときに、AとCが「荷主と物流事業者の関係」のいずれかを満たすとき

➡BとCの取引に物流特殊指定を適用

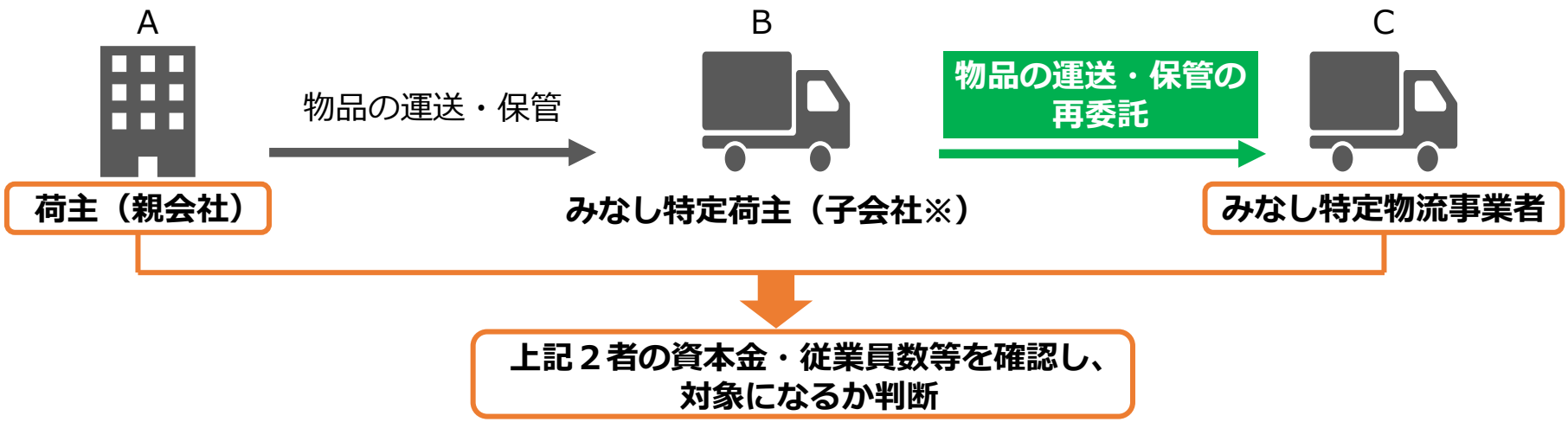

※ここでいう子会社とは、AがBの議決権の過半数を有している必要がある（間接保有によるものを含む。）。

取適法等との関係

- **これまで適用が除外されていた、取適法の役務提供委託に該当する場合についても、改正物流特殊指定の適用対象になる。**
- ただし、物流特殊指定と取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律を優先して適用。

特定荷主の禁止行為（特定荷主規制（第１項・第３項））

赤色は改正内容

要件①　取引の内容

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合

※　取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加
ただし、物流特殊指定と取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律を優先して適用。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む） （資本金3億円超の事業者の子会社を除く）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む） （資本金１千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
代金の減額（１項２号）
買いたたき（１項３号）
購入・利用強制（１項４号）
不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
要求拒否に対する報復措置（１項８号）
情報提供に対する報復措置（３項）

特定荷主の禁止行為【代金の支払遅延（第１項第１号）】

- **特定荷主が、特定物流事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、代金（運賃や保管料）をあらかじめ定めた支払期日までに支払わないこと。**

特定物流事業者の責めに帰すべき理由

- 「責めに帰すべき理由」があるかは、個別の事案に応じて判断される。

特定物流事業者の責めに帰すべき理由があるとして通常問題とならないと考えられる例

- 物品の運送等の役務の提供の内容が委託内容と異なること等がある場合（誤配送、貨物の滅失・損傷など）
- 納期に間に合わなかったために委託目的が達成できなかった場合

であって、当該役務の提供を受けなかったとき（その事由が特定荷主の責任によるものである場合を除く。）

具体例

荷主の資金繰りを理由として･･･

荷主は、物流事業者に対し、自社の資金繰りの都合がつかなかったことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。

手形払等の禁止

手形払等の禁止

- **代金の支払手段について、手形の交付並びに金銭及び手形以外の支払手段（あらかじめ定めた支払期日までに代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの）を使用することは認められない（支払遅延に該当）。**

金銭及び手形以外の支払手段

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権などをいう。
- 上記支払手段については、**支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものを使用することは認められない**（支払遅延に該当）。

具体例

- **特定物流事業者に対して、手形を交付することによって代金を支払っていた。**
- **特定物流事業者に対して、電子記録債権によって代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために特定物流事業者において割引を受けることを必要とさせていた。**

特定荷主の禁止行為【協議に応じない一方的な代金決定（第１項第７号）】

- 特定荷主が、特定物流事業者から代金の額に関する協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。
- 価格協議の求めとは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。

具体例

- 特定物流事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。
- 特定荷主が代金の額の引下げを要請する場合において、特定物流事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

【参考】物流特殊指定と取適法の禁止行為の比較

● **物流特殊指定の禁止行為**

・ **特定荷主の禁止行為**

①代金の支払遅延

②代金の減額

③買いたたき

④購入・利用強制

⑤不当な経済上の利益の提供要請

⑥不当な運送・保管内容の変更・やり直し

⑦協議に応じない一方的な代金決定

⑧要求拒否に対する報復措置

・ **特定着荷主の禁止行為**

①不当な経済上の利益の提供要請

②不当な運送内容の変更・やり直し

情報提供に対する報復措置

● **取適法の禁止行為※**

①受領拒否

②代金の支払遅延

③代金の減額

④返品

⑤買いたたき

⑥購入・利用強制

⑦報復措置

⑧有償支給原材料の対価の早期決済

⑨不当な経済上の利益の提供要請

⑩不当な給付内容の変更・やり直し

⑪協議に応じない一方的な代金決定

※その他、取適法では委託事業者に４つの義務（発注内容等の明示義務、書類等の作成・保存義務、代金の支払期日を定める義務、遅延利息の支払義務）が課せられている。

３．支払告示のポイント

支払告示制定の経緯

これまでの課題

- 支払条件の決定においては、**発注者が優位に立ちやすく、その場合に支払サイトが長期化**する傾向。
- サプライチェーンの上流から下流まで全体で受取サイト短縮に向けた対応が必要。
- **特に、取適法対象取引を含め複数の取引段階が連なるサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあり、手当の必要性が高い。**

対応

- サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、**「製造委託等」の取引を対象に、正当な理由なく、給付の受領日から60日以内に代金を支払わないこと（支払遅延）を禁止する「支払告示」（製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法）を新たに制定。**

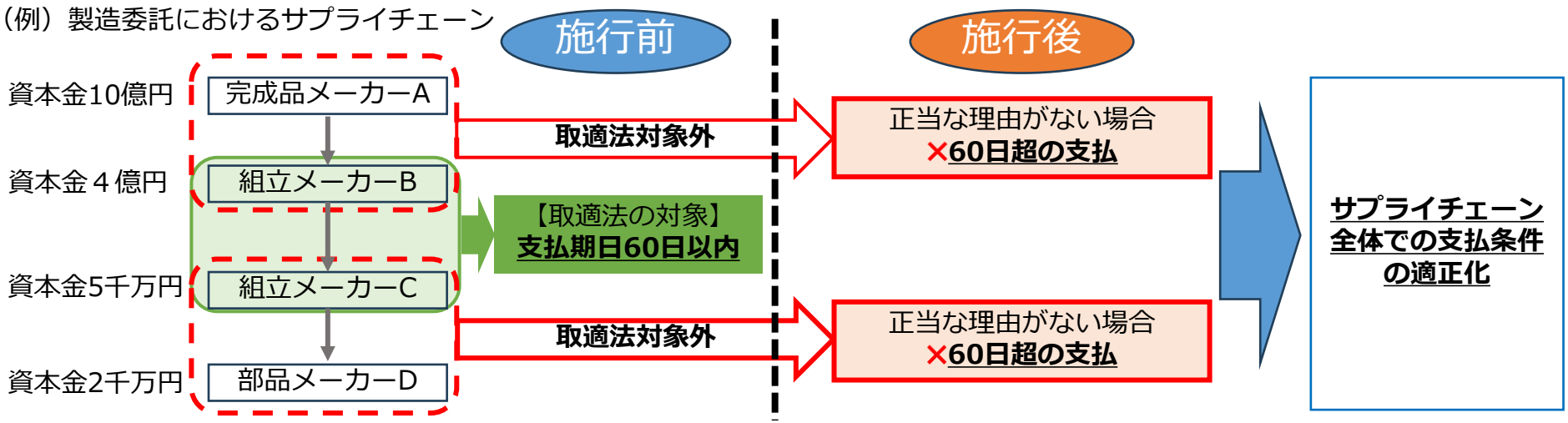

支払告示のポイント

正式名称

「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」

趣旨・背景

・取適法対象外の取引を含めたサプライチェーン全体での支払条件の適正化
・取適法の対象にならない事業者に対する資金繰り負担の偏り改善

対象

・「製造委託等」の取引が対象
（製造委託等とは…製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託のこと）

※取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く

禁止行為（＝支払遅延）

- **正当な理由なく、給付の受領日から60日以内に代金を支払わないこと。**

施行期日

令和９年４月１日

支払告示の対象

対象

● **「製造委託等」の取引**

（製造委託等とは…製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託のこと。取適法の「製造委託等」と同じです。）　※取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く

注意点

- 製造委託等でない取引（例えば、汎用品の売買）は本告示の対象外となる
- 資本金や従業員数で取適法対象外でも本告示の対象となり得る

取引上の地位が劣っていないと認められる者

取引依存度
委託事業者に対する売上高÷全体の売上高　等

委託事業者の市場における地位
市場におけるシェアの大きさ、順位　等

取引先変更の可能性
取引開始・拡大の可能性　等

その他取引の必要性を示す具体的事実
事業規模の相違、取引対象となる商品・役務の重要性、今後の成長可能性　等

→ などを**総合的に考慮し判断**

- 受託事業者の事業規模が委託事業者に比して小さい場合について、正当な理由がないのに給付を受領した日から60日目までに代金が支払われないときは、一般に、当該受注者がこれを受け入れていることをもって、委託事業者が自己の取引上の地位を前提にその負担を押し付けているものと考えられ、その他の具体的事実を勘案して、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる特段の事情がなければ、当該委託事業者は支払告示の委託事業者に該当することとなる。
- 事業規模が同等以上である場合でも、直ちに適用対象から除外されるものではなく、その他の具体的事実を勘案して判断されることとなり、例えば、当該委託事業者に対する取引依存度が高いことや、当該委託事業者を取引先とすることが重要であることなどは、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていることを示す要素として考慮されることとなる。

支払告示の禁止行為

禁止行為（＝支払遅延）

- **正当な理由なく、給付の受領日から60日以内に代金を支払わないこと。**

給付の受領日

物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託・特定運送委託の場合は、役務の提供を受けた日）

- **月単位の締切制度を採用する場合**
  毎月末日納品締切、翌月末日支払など、給付の受領日から**２か月以内**に代金を支払う必要がある。

支払手段

代金は、現金又はこれに準ずる支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）で支払う必要がある。

- **手形、満期日が給付の受領日から60日より後に到来する電子記録債権等の使用**
  支払告示上、手形の利用や電子記録債権・ファクタリングにおけるサイトについては問題とならない。
  ※　ただし、取適法対象取引においては、手形払は禁止され、支払期日までに代金の満額に相当する現金を得ることが困難であるものの利用は認められない。

（例：電子記録債権を利用する場合）

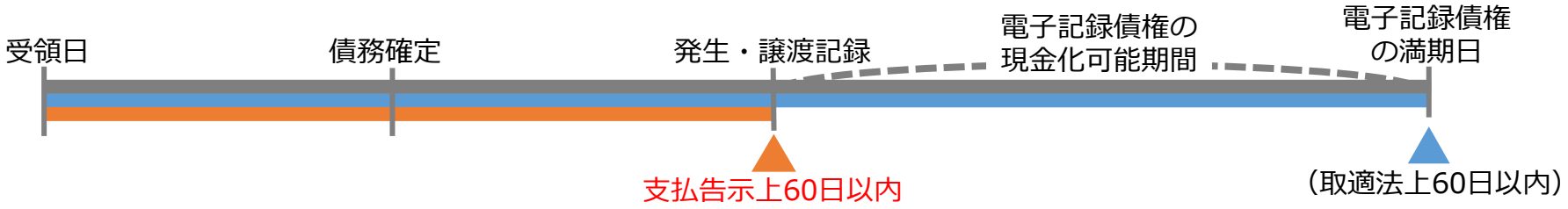

➢ **支払期日は、給付を受領した日から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められることが望ましい。**

支払告示の禁止行為の例外

正当な理由がある場合

- **給付の受領日から60日以内に代金を支払わない場合でも「正当な理由がある場合」には、支払告示上問題とならない。**

正当な理由がある場合の例

①　受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合

②　製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合に限る。）

③　あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合

①　受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合

給付の内容が委託内容と異なることがある等の場合をいう（例：納入物が不良品であった場合）。

支払告示の禁止行為の例外

正当な理由がある場合の例

② 製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合に限る。）

● **合意**

・当事者の実質的な意思が合致していること（**十分な協議の上に**受託事業者が納得して合意していること）。
・合意による支払条件の設定は、製造委託等をした後ではなく、あらかじめ行う必要がある。

● **合理的な理由**

・個別の事案ごとに、取引の実態に即して判断される。
※商慣習も考慮されるが、現存する商慣習に合致するからといって、直ちに正当化されることにはならない。
※単に従来の契約で60日を超える支払期日が定められていたというだけでは合理的な理由は認められない。

（合理的な理由の例と支払期日の設定に考慮する期間の例）

合理的な理由の例	支払期日の設定に斟酌する期間の例
ア　給付の完了の確認又は検査に時間を要する場合（注１）	給付の完了の確認又は検査に通常必要とする期間
イ　支払期日が金融機関の休業日に当たる場合	当該金融機関の翌営業日までの順延に係る期間
ウ　給付受領後60 日経過日の翌日から支払期日までの資金調達コスト等を踏まえて（注２）代金の額を定める場合	代金の額に反映された調達に係る利息等の額の算定の基礎となった期間

（注１）　例えば、以下のような場合が該当する
・給付の性質上、高度の精度検査を要する場合や取り付け後に検査が可能となる場合
・給付の目的物である情報成果物が一定の水準を満たしているかにつき確認を要する場合
・代金の額を算定するために受託事業者による給付の完了に係る通知を受けることを要する場合

（注２）
・通常は、受託事業者の短期調達金利相当額を上乗せして代金の額を定めることをいう。
・受託事業者が利率等の開示を希望しない場合には、受託事業者と協議の上で、合理的な方法により受託事業者の資金調達コスト等を算定する必要がある。

支払告示の禁止行為の例外

- 当事者間で合意の上、**請求書の受領日や承認日を起算日として支払期日を定めた場合**であっても、直ちに**「合理的な理由」があるとは認められない。**

➢ ただし、例えば以下のように、「代金の額を算定するために受託事業者による給付の完了に係る通知を受けることを要する場合」は、あらかじめの合意に従っている限り、受託事業者の通知が遅延したためにその遅延に係る期間につき遅れて代金が支払われた場合であっても、支払告示上問題にならない。

❶ 受託事業者から委託事業者以外の者に給付が提供される場合

❷ 受託事業者の実績作業時間に応じて代金の額が算定される場合

❸ 海外調達に係る原材料価格を直近の為替レートにより算出した上で代金の額が算定される場合

支払告示の禁止行為の例外

正当な理由がある場合

③　あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合

● **あらかじめ受託事業者の同意を得て**

受託事業者から了承という意思表示を得ること（受託事業者が納得して同意していること）。
　※②の「合意」と同様、形式的なものは認められない。
また、同意の是非を検討できるだけの十分な時間的余裕を設けた上で、同意を得る必要がある。

● **通常生ずべき損失**

「通常生ずべき損失」とは、給付を受領した日から起算して60日を経過する日の翌日以降に代金を支払うことにより発生する相当因果関係の範囲内の損失をいう。法定利率又は受託事業者との合意により定められた利率（法定利率を超えるものに限る。）による遅延利息が該当する。
委託事業者が当該遅延利息を負担していない場合には、たとえ受託事業者が同意したときであっても、「通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合」には該当しない。

支払告示で問題となる行為事例

問題となる行為事例

次のような場合は、正当な理由がある場合を除き、支払遅延に該当する。

- 受託事業者との間で支払期日が定められておらず、給付を受領した日から 60 日目までに代金を支払わないとき。
- 「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」等の月単位の締切制度（支払期日が締切後30日を超えて定められているもの）を採っていることにより、給付を受領した日から60日目まで（２か月以内）に代金を支払わないとき。
- 「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、社内の検収手続の遅延により、給付を受領した日から60日目まで（２か月以内）に代金を支払わないとき。

【参考】支払告示と取適法等の関係

適用関係

支払告示と取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律を優先して適用する。

支払告示と取適法等の関係

支払告示において、基本的には、取適法と同一の文言については取適法と同様に解釈される。

- 例えば、「給付を受領した日」については、取適法と同様に解釈されるため、月単位の締切制度を採用して２か月以内に支払うことや、連続提供役務（中小受託取引適正化法テキスト63頁）、サプライチェーンマネジメント（同205頁）についても、一定の条件下で許容される。

※なお、支払告示上、手形払自体は禁止されておらず、また、その他の支払手段（電子記録債権等）も含め、支払期日までに代金の満額に相当する現金を受領した状態となることまでは求められていない。

しかし、禁止行為に該当しない場合であっても、支払告示の趣旨に照らし、支払期日は、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内において定められることが望ましい。

また、支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な電子記録債権（例：満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権等）を使用し、通常よりも割高な割引料を負担させることは、独占禁止法の優越的地位の濫用として問題となり得るため、留意する必要がある。

４．改定優越ガイドラインのポイント

優越ガイドライン改定の経緯

これまでの課題

- 取適法では、「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止行為に追加され、実効的な協議を確保。
- 優越的地位の濫用においても、「取引の対価の一方的な決定」は問題となるところ、当該判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法も考慮される。
- **そこで、実効的な価格協議が濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確化する必要性。**

対応

実効的な価格協議が行われたかどうかが、濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にするため、以下のような想定例を追加。
（１）拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例
（２）取引の打切り等の示唆により協議を行わない例
（３）協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

○　優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）（抜粋）

第４の３ (5) ア　取引の対価の一方的決定
(ｱ) 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、**取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、**当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して**当該要請を受け入れざるを得ない場合には、**正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、**優越的地位の濫用として問題となる。**
　この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係**等を勘案して総合的に判断する。**

具体化　**【協議に応じない一方的な代金決定】**

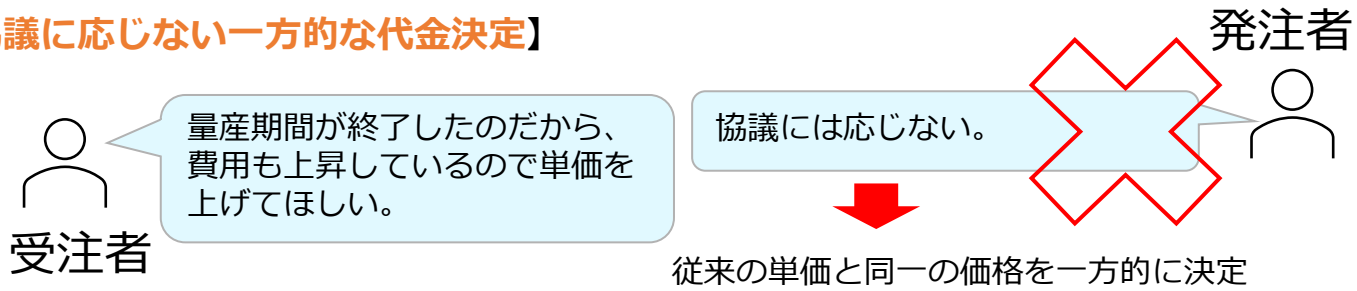

優越ガイドライン改定内容①

①実効的な価格協議が考慮要素となることを明確にするための想定例追加

- 実効的な価格協議が行われたかどうかが、濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にするため、以下を想定例として追加

第４の３⑸ア　取引の対価の一方的決定　＜想定例＞

【拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例】

⑪　量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が減少し、製造に要する費用が大幅に上昇していることを理由に、取引の相手方が量産時の大量発注を前提とした従前の単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、又は無視して、従前の単価と同一の単価を一方的に定めること。

【取引の打切り等の示唆により協議を行わない例】

⑫　取引の相手方に対し、通常の価格より著しく低い又は著しく高い対価での取引を要請し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆することにより、取引の相手方と協議することなく、一方的に通常の価格より著しく低い又は著しく高い対価の額を定めること。

【 協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例】

⑬　労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇し、取引の相手方のコストが大幅に増加したため、取引の相手方が当該コストの増加に関する資料に基づき単価の引上げに関する協議を求めたにもかかわらず、理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の単価と同一の単価を一方的に定めること。

優越ガイドライン改定内容②

②フードサプライチェーン実態調査を踏まえた追記について

- フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査（令和７年５月12日）を通じたサプライチェーン全体の取引適正化に資する事例の把握を踏まえて、以下を想定例として追加。

第４の３⑴　受領拒否　＜想定例＞

⑧　天災や道路事情等、納入業者に責任のない事情により納期や検査基準を満たすことができないものの、賞味期限には十分余裕がある商品の受領について納入業者から協議を求められたにもかかわらず、飲食料品の製造年月日から賞味期限までの期間のうち、製造年月日から最初の３分の１に当たる日までに商品を納品しなければならないという商慣行（いわゆる３分の１ルール）や、既に納品した商品の賞味期限等より１日でも前の賞味期限等の商品を納品することは認められないという商慣行（いわゆる日付逆転品の納品禁止）のみを理由として、一方的に商品の受領を拒否すること。

⑨　あらかじめ納入業者と合意していた発注ロットを守らずに発注し、これに一方的に応じさせ、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら、一方的に、賞味期限等の異なる商品を混合した商品は納品することは認められないという商慣行（いわゆる日付混合品の納入禁止）を理由に、商品の受領を拒否すること。

第４の３⑸　ア　取引の対価の一方的決定　＜想定例＞

⑭　取引の相手方が発注される前にあらかじめ発注数量を予測して生産しなければ納品期日に間に合わないような短納期発注に応じることを前提とした発注を行い、取引の相手方である納入業者の生産コスト等が大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の単価を一方的に定めること。

【参考】優越ガイドラインの概要

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】
優越的地位の濫用は、
・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる
➔公正な競争を阻害するおそれ

○　**「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）**
・法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため策定
・全ての業種が対象
・過去の事例を基に「具体例」を、また、行為類型ごとに「想定例」を記載

5. 知財取引指針のポイント

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（略称：知財取引指針）について

公正取引委員会
中小企業庁
特許庁

策定経緯等

■策定経緯

・**令和６年度の企業取引研究会**において、**知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言**（令和6年12月）

・**骨太の方針2025**において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和７年６月閣議決定）

・企業取引研究会の下に**知的財産取引適正化ワーキンググループ（知財ＷＧ）を開催**、４回にわたり議論を実施（令和７年８月～令和8年２月）

・**知財ＷＧにおける議論を踏まえ**取りまとめた**実態調査報告書（公取委）**・指針策定の方向性等に関する**知財ＷＧ報告書（知財ＷＧ）を公表**（令和８年３月）

・公取委・特許庁・中企庁において、知財ＷＧ報告書等を踏まえ、知財取引指針（案）をとりまとめ、**意見公募手続実施**（令和８年３月～４月）

・**知財取引指針の策定**（知財取引指針の内容を踏まえ、**受託中小企業振興法に基づく振興基準の改正・公表、取適法運用基準等改正案の意見公募開始**）（令和８年６月24日）

指針の概要

■目的

知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進すること

■全体像

・「情報の管理」、「知的財産権等の価値の適切な評価」など、知財取引に関する項目ごとに、基本的な考え方・独占禁止法上の考え方・実践例等を示し、加えて、関連する相談・支援窓口や契約書ひな形を提示。

指針のポイント

①特定の事業者や業種に対象を絞らず、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示

②知的財産権等（知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータ）の取引全般が対象

③公取委において**独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方**を提示（約70事例）することに加え、特許庁・中企庁において、**適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例**（約50事例）を提示

④様々な対価設定方法（レベニューシェア等）や**対価設定における選択肢（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）**を提示

⑤活用可能な**相談窓口や体制を幅広く紹介**

指針の構成と特徴

公正取引委員会
中小企業庁
特許庁

情報の管理	知的財産権等の価値の適切な評価	その他の行為類型

①基本的な考え方【中企庁・特許庁】：知財取引に係るあるべき姿を提示

○秘密情報等に対する開示要請等
・事前承諾のない秘密情報の取得・開示要請を行わないこと

○NDAの締結
・NDAの締結拒否、片務的NDAの締結をしないこと

○ノウハウ等の取扱い
・合理的範囲を超えるノウハウ等の提供を求めないこと

○知的財産権等の適切な評価
・知的財産権等の価値を適切に評価し、対価を決定すること

○対価設定の選択肢の拡充
・受注者からの対価設定方法の提案に対して十分協議すること

○成果物の対価と知的財産権等の対価の区分
・受注者からの対価の区分の希望に対して十分に協議すること

○出願干渉
・企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと

○知財訴訟等のリスク転嫁
・知的財産権に関する紛争の責任を一方的に転嫁しないこと

○共同研究開発等
・共同研究開発の成果の帰属は貢献度で決定し、一方に単独で帰属させるときには、適切な対価を支払うこと

②基本的な対応方針【中企庁・特許庁】：例えば、ノウハウ流出防止に向けた情報管理の対応方針等、基本的な考え方を実現するための方策を提示

- **自社が有する秘密情報の整理・管理**
- **公平かつ適切な範囲のNDAの締結**
- **工場見学時の秘密情報の管理**

- **契約締結時における対価の支払条件等の明確化**
- **知的財産権等の様々な価値評価手法による対価設定等**

- **双方に期待される役割分担の明確化**
- **共同研究開発前に保有していた情報の適切な管理等**

指針の構成と特徴

公正取引委員会
中小企業庁
特許庁

情報の管理　**知的財産権等の価値の適切な評価**　**その他の行為類型**

③独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例【公取委】：実態調査報告書で示した事例・独占禁止法等の考え方を提示

独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題となるおそれがある行為（※）として、本指針では下記について考え方を示し、問題となり得る約70事例を掲載している。
※自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に行われる場合に優越的地位の濫用として問題となる。

○ノウハウ等の一方的な開示要請（工場見学の場面など）

○NDAの締結拒否

○片務的なNDAの締結

○知的財産権等の不当な対価設定
・取引の対価や対価設定方法の一方的決定　等

○知的財産権等の不当な譲渡要請等
・著作権等の無償譲渡・許諾の要請
・無償の技術指導、試作品製造要請等

○出願干渉
・一方的な特許出願制限の要請

○知財訴訟等のリスク転嫁
・損害賠償責任の負担要請

○共同研究開発等
・知的財産権の一方的帰属
・共同研究開発の成果の利用制限等

④競争政策上の望ましい対応【公取委】：独占禁止法等違反の未然防止の観点から、当事者間における適切な協議の必要性等を提示

➢ 取引条件について、取引の相手方に提示した上で、提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することや、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。

⑤実践例【中企庁】：適切な知財取引に向けた実例を提示【約50事例】

✓ **ノウハウ等の提供要請等への対応に関する取組**
・取引段階別（①契約締結前、②契約段階、③情報開示段階）の取組事例

✓ **NDAの締結に関する取組**
・NDA締結の徹底や締結時期に配慮している事例

✓ **知的財産権等の対価設定に関する取組**
・利用範囲や許諾外の利用行為の制限など、適切な対価設定に向けた事例

✓ **知的財産権等の対価設定方法の選択肢**
・多様な対価設定方法に関する事例

✓ **発明者に特許を受ける権利が帰属する点を確認する取組**

✓ **知財訴訟に関する条項の協議に関する取組**

✓ **共同研究開発の成果の適切な帰属・分配に向けた取組**

実態調査で確認した知財取引を巡る事例①

NDA（秘密保持契約）

ＮＤＡの締結拒否

NDAを締結するよう求めたが、取引が無くなる可能性を示唆され、NDAの締結を拒否された。

（プラスチック製品製造業）

片務的NDAの締結

取引先側は当社の秘密情報を取引先のグループ会社に提供できる片務的な内容のNDAを締結させられた。

（プラスチック製品製造業）

当社だけが秘密保持義務を負う片務的な内容のNDAを締結させられた。

（食品製造業）

開示要請

設計図面等の開示

契約内容に含まれていないにもかかわらず、設計図面データ等を無償で提供させられた。

（印刷・同関連業）

工場見学等

取引先による当社の工場見学において、製造技術に係るノウハウについて詳細な質問に回答させられた。

（パルプ・紙・紙加工品製造業）

産業データの開示

当社が保有する機械の稼働時間や時間当たりの生産性等に係るデータを無償で提供させられた。

（鉄鋼業）

知的財産権等の譲渡等①

著作権の無償譲渡

プログラムの著作権が、納品後、取引先に無償で譲渡される内容の契約書を締結させられた。

（情報サービス業）

著作権の帰属条項

当社が動画を制作したにもかかわらず、制作した時点より、取引先に著作権が帰属する契約書を締結させられた。

（映像・音声・文字情報制作業）

中間成果物の譲渡

制作過程で制作した絵コンテ等の中間成果物に係るデータを無償で提供させられた。

（映像・音声・文字情報制作業）

無償ライセンス

当社が単独で取得した特許権を無償でライセンスすることを認めさせられた。

（専門サービス業）

著作者人格権の不行使

取引先から著作者人格権の不行使が規定された契約の締結を要請され、修正を求めたが拒否された。

（情報サービス業）

※「著作者人格権」とは、著作権法に規定する公表権（同法第18条）、氏名表示権（同法第19条）及び同一性保持権（同法第20条）をいう。著作者に専属し、著作権と異なり譲渡することができない。

実態調査で確認した知財取引を巡る事例②

知的財産権等の譲渡等②

技術指導

無償で当社の製造技術に関する技術指導をさせられた。

（金属製品製造業）

技術検証（PoC）

システム開発に係る技術検証結果（成果物）について無償での提供を要請された。

（情報サービス業）

試作品製造

取引先から依頼された試作品の製造に係る人件費、原材料費、設備の改修費等について負担させられた。

（食料品製造業）

知的財産権等の対価設定

対価の一方的設定

取引先が提示する破格な安さの対価で、著作権を譲渡させられた。

（印刷・同関連業）

対価の不設定

設計図面の対価を請求することができず、協議の場を設けてもらうこともできない。

（プラスチック製品製造業）

対価設定方法の一方的決定

現状の著作権譲渡の対価設定方法に納得していないが、協議の場を設けてもらえない。

（専門サービス業）

共同研究開発等

知的財産権の一方的帰属

共同研究開発で生み出された知的財産権が取引先のみに帰属する内容の契約を締結させられた。

（非鉄金属製造業）

名ばかり共同研究開発等

当社の技術で開発した成果物に係る知的財産権は全て取引先に帰属する内容の契約を締結させられた。

（電気機械器具製造業）

成果物の利用制限／最恵待遇条件

取引先と共同研究開発した工業製品について、一定期間における独占的な供給及び最恵待遇条件での供給を内容とする契約を締結させられた。（化学工業）

その他

共有知的財産権の不利な取扱い

取引先との共有特許について、当社は特許権を実施できない内容の契約を締結させられた。

（金属製品製造業）

出願干渉

当社独自の発明を特許出願する旨報告したところ、共同出願にさせられた。

（化学工業）

知財訴訟等のリスク転嫁

取引先の指示により製造した製品が第三者の特許権を侵害した場合は、当社が一方的に損害賠償責任を負う内容の契約を締結させられた。（金属製品製造業）

独占禁止法違反行為への対処

優越的地位の濫用規制の違反事件への処理手続

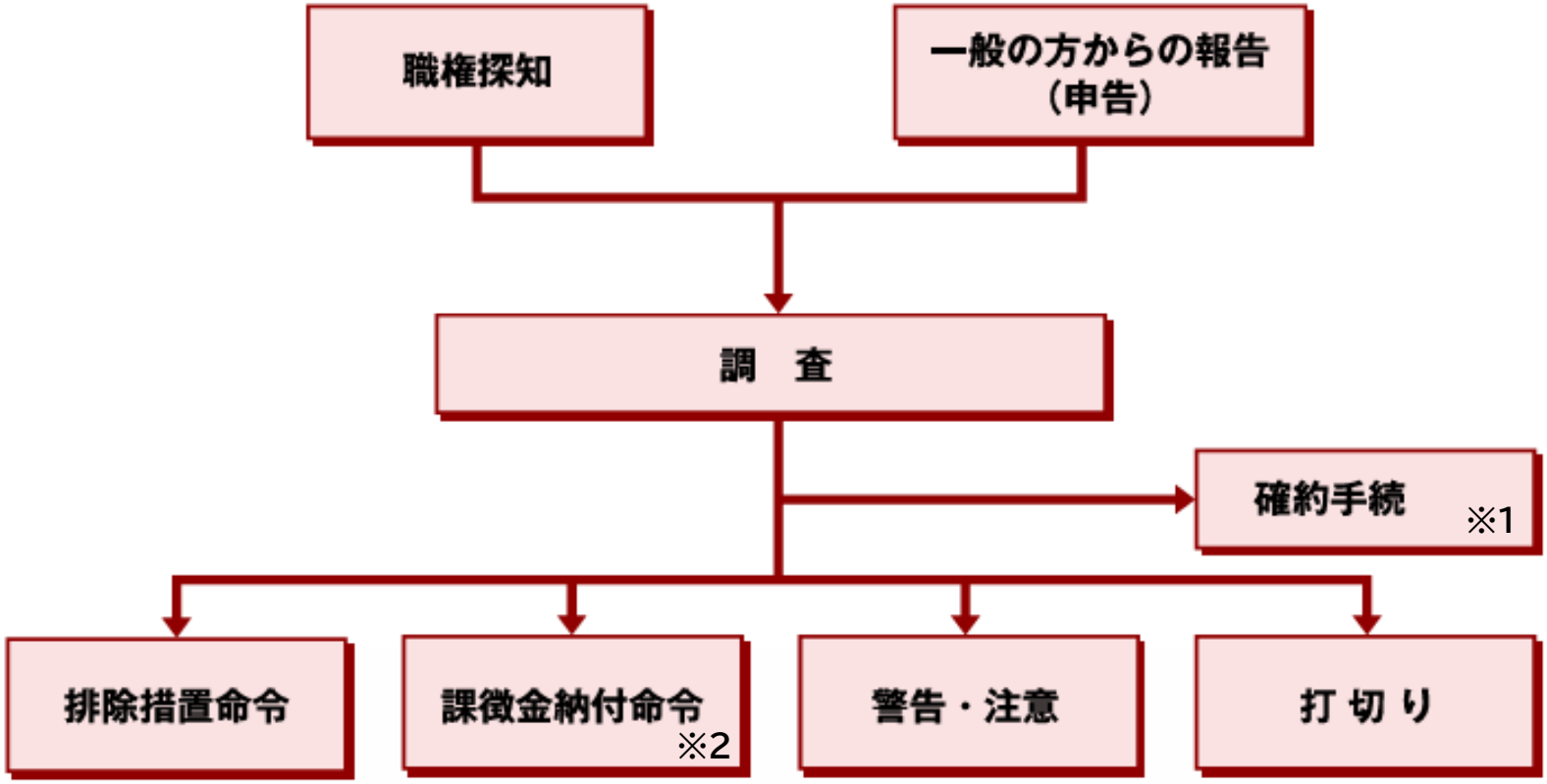

※1　確約手続は、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続です。公正取引委員会からの通知を受けた事業者は、違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置等を記載した確約計画を作成し、公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができます。計画が認定されると、排除措置命令や課徴金納付命令が行われないことになります。

※2　法定優越に該当するものであって、継続してするものに限ります。（独占禁止法第20条の6）

告示等の周知広報・モニタリングについて

周知広報

【事業者向け説明会】

・関係省庁と連携し、各業界団体向け等の説明会

・中小企業団体と連携した、中小企業向け説明会

・総務省・地方公共団体と連携した、47都道府県での説明会

【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

・「取引改善のススメ」をテーマとして、事業者に告示等の理解度向上のための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【動画等のコンテンツによる周知】

・分かりやすい動画等のコンテンツを作成し、Webサイト、SNS、各種メディア媒体で公開

【リーフレット・パンフレット等】

・分かりやすい概要リーフレット等の作成・配布

モニタリング

【モニタリング・フォローアップ調査】

・告示等で対応予定の各課題について、モニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施し、調査結果を公表するとともに注意喚起を実施

・独禁法・取適法上の問題となる事案があれば、厳正に法執行

更なる理解を深めるために

リーフレット・ガイドブック

物流特殊指定

支払告示

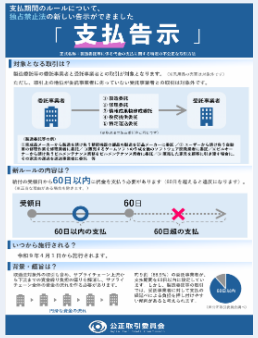

知財取引指針

その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

物流特殊指定・支払告示の広報動画

【物流特殊指定・支払い告示の周知動画（赤ずきん動画）】

〇２０２６年１０月より公正取引委員会特設サイト等で公開

〇各種媒体で周知を実施

支払告示

物流特殊指定

相談窓口

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部　企業取引課 電話：03-3581-3375	中国支所　取引課 電話：082-228-1502
北海道事務所　取引課 電話：011-231-6300	四国支所　取引課 電話：087-811-1754
東北事務所　取引課 電話：022-225-7096	九州事務所　取引課 電話：092-431-6031
中部事務所　第一・第二取引適正化調査課 電話：052-961-9424	内閣府 沖縄総合事務局総務部 公正取引課 電話：098-866-0049
近畿中国四国事務所　取引課 電話：06-6941-2175	

御清聴ありがとうございました

アンケートに御協力をお願いいたします。

回答はこちらから→

https://www.jftc.go.jp

@jftc

JapanFTC

JFTCchannel